

山口県報

平成27年
11月27日
(金曜日)

目次

○告示

地方税の収納の事務の委託(税務課)……………

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(団体指導室)……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………

○公告

准看護師試験の実施(医療政策課)……………



山口県告示第四百二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成二十七年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 委託に係る地方税の種類
- 自動車税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)
- 委託を受けた者の名称及び所在地
- 株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号
- 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号
- 国分グローブサービス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番一号
- 株式会社ココストア 名古屋市中区栄一丁目七番三四号

三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

山口県告示第四百二十七号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

表中

山口県告示第四百二十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

長浜地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一

越ヶ浜区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち秋市、大字、椿、東越ヶ浜一区、越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ浜六区の地域）

- 1 総トン数十トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業
- 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船による / 及び 2 に掲げる漁業以外の漁業
- 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 7 大型定置網漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業
- 8 / から 7 までに掲げる漁業以外の漁業

越ヶ浜区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち秋市、大字、椿、東越ヶ浜一区、越ヶ浜二区、越ヶ浜三区、越ヶ浜四区、越ヶ浜五区及び越ヶ浜六区の地域）

- 1 総トン数十トン未満の漁船により、主として船びき網を使用して営む漁業
- 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業
- 3 総トン数十トン未満の漁船による / 及び 2 に掲げる漁業以外の漁業
- 4 総トン数十トン以上十五トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 5 総トン数十五トン以上二十トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 6 総トン数二十トン以上百トン未満の漁船により、主としてえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業
- 7 大型定置網漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業
- 8 籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業
- 9 / から 8 までに掲げる漁業以外の漁業

に改める。

を

号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山口市	秋穂二島	岩屋林 林東ひら	四五三〇 四三八の二七 四三八の二八 四三八の二八 四三八の二八 四三八の二八 四三八の二八 四三八の二八	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
林東ひら	豊崎	〃	林東ひら	豊崎	〃	林西ひら	〃	〃	〃
四三八の七一	四五二四	四三八の七一地先	四三八の七一地先	四五二二	四四四の一	四四四の一	四四四の一	四三八の六六	四三八の六六
十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号



(三四六) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三三号。以下「法」という。)(第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成二十七年十一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十八年二月十二日(金曜日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一

山口大学共通教育棟本館

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十八年一月四日(月曜日)から同月十二日(火曜日)まで(郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部医療政策課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十八年三月十一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医療政策課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医療政策課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医療政策課(電話〇八三一―九三三―二九二八)にすること。

平成二十七年十一月二十七日印刷

発行人所

山口県知事